

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	1年 7月 7日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町5番地	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 京都スバル自動車株式会社 代表取締役 井上 哲夫 電話 075-671-1119

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	376 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	376 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1507 台
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		1883 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		17.5 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.7 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	0.0 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 - (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2019年 7月 26日
報告者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区西京極東大丸町8	報告者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 京都ダイハツ販売株式会社 代表取締役 足立文雄 電話 075-311-8111

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	3386 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	3386 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		2193 台
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		5579 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		18.8 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	29.6 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	29.6 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2019年 7月 27日
報告者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院三ノ宮町100	報告者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 京都トヨタ自動車株式会社 代表取締役 桑田 昌宏 電話075-681-1121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	1 台
		合計③ (① + ②)	1 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	27 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	1894 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	1921 台
販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		970 台	
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		2892 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		9.1 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.5 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	24.7 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 - (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 - 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2019年9月27日
報告者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区朱雀正会町1番地2	報告者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 京都トヨベツト株式会社 代表取締役 澤井 孝之 電話 075-341-8141

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	1	台
		燃料電池自動車②	1	台
		合計③ (① + ②)	1	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	23	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	1334	台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	1357	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1815	台
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		3173	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		16.4	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	28.0	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	32.6	キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2019年 8月 8日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区西九条高島町4 5 番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都日産自動車株式会社 代表取締役 奥田 俊彦 電話 075-681-7121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	151	台
		燃料電池自動車②	0	台
		合計③ (① + ②)	151	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	1696	台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	1696	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		2875	台
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		4722	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		21.2	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	-	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.8	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	24.8	キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 - (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和元年9月14日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区西院寿町4-0-3	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社マツダ 代表取締役 松島 正昭 電話754-6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車の内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	210 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	210 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		241 台
合計(③+⑦+⑧)		451 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		16.3 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	19.0 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	19.0 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 - 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 元年 7 月 9 日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区西九条菅田町15番地	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 京都三菱自動車販売株式会社 代表取締役 小林 康 電話075-662-7607

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	1 台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0 台
		合 計 ③ (① + ②)	1 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	87 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。) ⑥	583 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	670 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		832 台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		1503 台
	販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	18.6 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。) ⑩	16.3 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	16.6 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和元年7月6日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院向田西町1番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社京滋マツダ 代表取締役 津田正樹 電話 075-314-3751

※燃費消費効率には一部WLTCモード燃費値が含まれております。

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①		台	
		燃料電池自動車②		台	
		合計③(①+②)		台	
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④			台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤			台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	733		台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	733		台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧			724	台
合計(③+⑦+⑧)			1457	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		19.0	キロメートル	
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨		キロメートル	
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	21.3	キロメートル	
⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		21.3	キロメートル		

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	令和元年9月14日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区山之内池尻町8-2	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社シユテレン京都 代表取締役 松島 正昭 電話754-6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。				
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車の内燃機関を有しないもの①	0	台
		燃料電池自動車②	0	台
		合計③(①+②)	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	111	台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	111	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		466	台
合計(③+⑦+⑧)		577	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		15.1	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	16.6	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	16.6	キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2016年5月26日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府向日市寺戸町寺田50-2	株式会社スズキ自販京都 代表取締役 金塚 昭

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	台
		合 計 ③ (① + ②)	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	11610 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	11610 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		581 台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		12191 台
	販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	26.4 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	26.4 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和元年 6月 24日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区西院平町10番地	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社大黒商会 代表取締役 井上 雅文 電話 075-311-3320

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①		台	
		燃料電池自動車②		台	
		合計③ (① + ②)		台	
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④		台	
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤		台	
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥		台	
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)		台	
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧			456	台
	合計 (③ + ⑦ + ⑧)			456	台
	販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		13.8	キロメートル
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨		キロメートル	
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩		キロメートル	
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2019年7月12日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区西ノ京南大炊御門町1-1	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) トヨタカローラ京都株式会社 代表取締役社長 山本 宏樹 電話 463-1111

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	33 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	2063 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	2096 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		473 台
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		2569 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		24.0 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	25.9 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	26.1 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和元年7月29日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院池田町28番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ネッツトヨタ京華株式会社 代表取締役 長井 貴裕 電話075-681-7771

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車の内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	21 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	1490 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	1511 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1236 台
合計(③+⑦+⑧)		2747 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		10.2 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	21.7 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	22.0 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2019年 8月 2日
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都府右京区西院月双町108-1	報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) ネッツトヨタ京都株式会社 代表取締役 山本 善嗣 電話 075-312-5888

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0	台
		燃料電池自動車②	0	台
		合計③(①+②)	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	25	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	1257	台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	1282	台
販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		895	台	
合計(③+⑦+⑧)		2177	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		22.3	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.2	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	31.2	キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和元年 8月 5日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区壬生仙念町5	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ネットヨタヤサカ株式会社 代表取締役 桑田 昌宏 電話075-802-0151

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0	台
		燃料電池自動車②	0	台
		合計③(①+②)	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	17	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	1035	台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	1052	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		2128	台
合計(③+⑦+⑧)		3180	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		17.4	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	29.9	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	33.6	キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和元年9月14日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区西院南高田町10	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社モーター商会 代表取締役 松島 正昭 電話754-6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車の内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	547 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	547 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1086 台
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		1633 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		16.2 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	20.8 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	20.8 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和元年9月14日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市北区平野宮本町7	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 藤ファーレン京都 代表取締役 松島 正昭 電話754-6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車の内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	36 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	36 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		193 台
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		229 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		17.5 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	19.3 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	19.3 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 - 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和元年9月14日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区高野西開町5-9	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 藤ファアレン古都 代表取締役 松島 正昭 電話754-6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車の内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③(①+②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	0 台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	0 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		358 台
合計(③+⑦+⑧)		358 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		16.8 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	0.0 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	0.0 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 - 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 元年 8月 10日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院三ノ宮西町93	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 ホンダオートモリカワ 代表取締役 木下 泰一 電話691 - 5211

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0	台
		燃料電池自動車②	0	台
		合計③ (① + ②)	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	169	台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	169	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		855	台
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		1024	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		12.0	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨		キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	18.0	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	18.0	キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2019年 6月 8日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区北花山大林町55-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ホンダカーズ京都 代表取締役 松本明広 電話 582 - 5001

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0	台
		燃料電池自動車②	0	台
		合計③(①+②)	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	1	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	6045	台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	6046	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		52	台
合計(③+⑦+⑧)		6098	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		18.2	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	24.2	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	22.5	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	23.4	キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和元年7月30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区御陵中筋町1番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ホンダ京都 代表取締役 磯田 尚孝 電話 591 - 7500

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	271 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	271 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		323 台
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		594 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		22.5 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	--- キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	27.4 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	27.4 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 1 年 8 月 2 日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 奈良市登美ヶ丘4-5-5	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 ホンダネット京奈 代表取締役 島田 順弘 電話 0742-52-3888

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	537 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	537 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		9 台
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		546 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		15.3 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	24.6 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	24.6 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和元年 6月 14日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院蒔絵南町1番地	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ヤナセ京都支店 支店長 中村 兵衛 電話 075-671-1181

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合計③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	4 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	129 台
		合計⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	133 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		646 台
合計 (③ + ⑦ + ⑧)		779 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		14.7 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	14.2 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	17.1 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	15.7 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	令和元年9月14日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市西京区桂千代原56	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 髙平安スズキ 代表取締役 松島 千佳 電話754-6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。				
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車の内燃機関を有しないもの①	0 台	
		燃料電池自動車②	0 台	
		合計③(①+②)	0 台	
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④		台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤		台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	166	台
		合計⑦(④+⑤+⑥)	166	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧			147 台
合計(③+⑦+⑧)			313 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		21.1 キロメートル	
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル	
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	31.3 キロメートル	
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	31.3 キロメートル	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。